

②移動支援事業の概要

屋外での移動に困難がある障がい者(児)について，社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際，移動支援を行うことにより，地域での自立生活及び社会参加を促進するためのものです。

具体的な内容は，ホームヘルパー等の派遣による障がい者(児)に対する個別的支援となります。

利用には，前もって申請が必要です。

★対象者★ 市内に住所を有する全身性障がい者(児)，
知的障がい者(児) 及び精神障がい者(児)

★利用負担額★ 費用の1割相当額
＊市民税非課税世帯の方・生活保護世帯の方は，申請により，利用者負担額が全額免除になります。

サービスを受けた時間	利用者負担額（1割）	
	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
30分までのとき	230円	80円
30分を超え1時間までのとき	400円	150円
1時間を超え1時間30分までのとき	580円	225円
以後30分ごと	82円加算	75円加算

★申請に必要なもの★

- ① 総社市障がい者(児)移動支援事業利用申請書
- ② 身体障害者手帳，療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

※支給決定機関は毎年7月1日～翌年6月30日です。その都度，更新手続きが必要となります。

<問い合わせ先>

総社市役所 福祉課 障がい福祉係
総社市中央1-1-1
TEL：(0866) 92-8269
FAX：(0866) 92-8385